

様式4の1（一般競争入札）

抽出事案説明書

発注機関名：山城北土木事務所

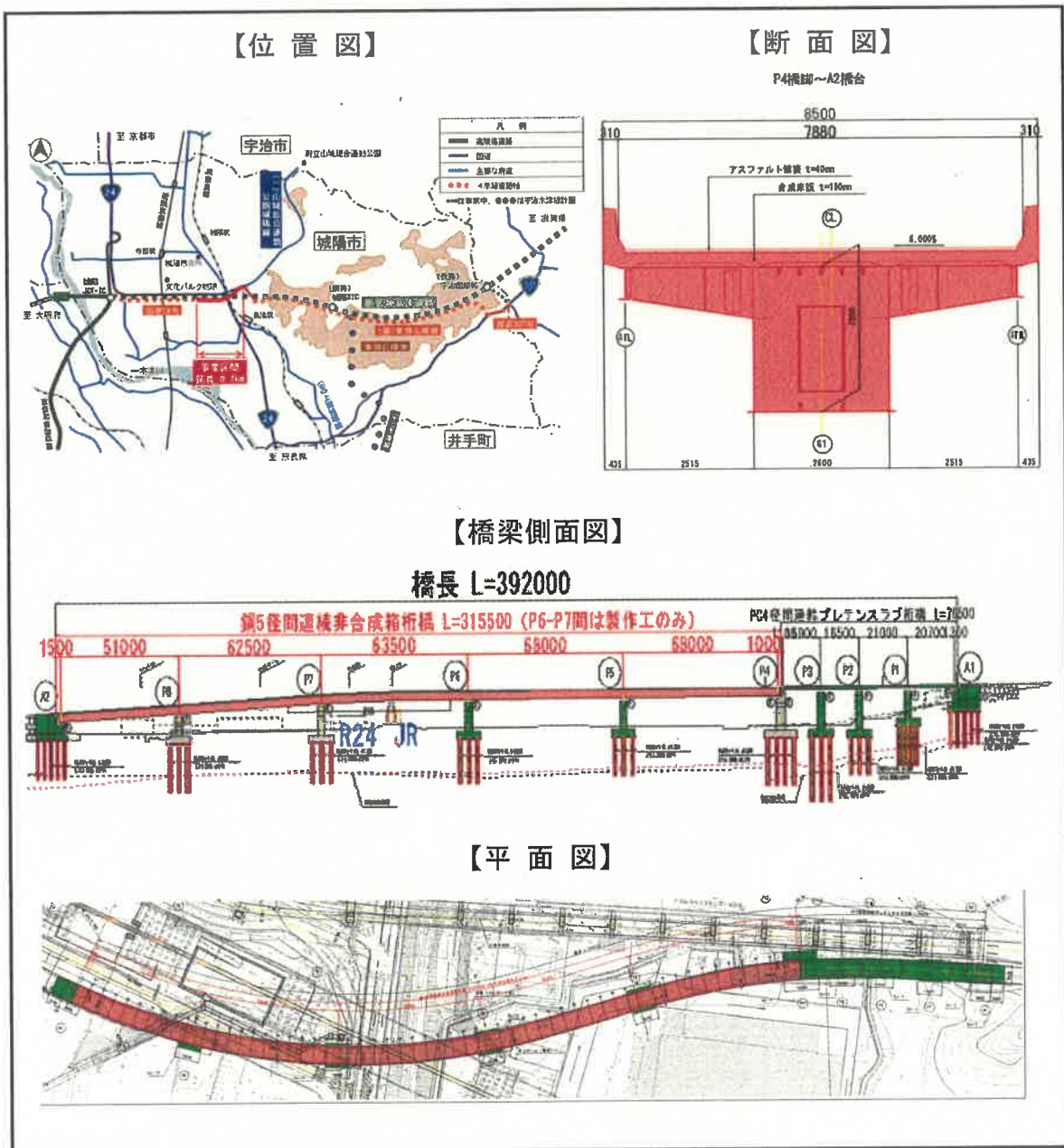
工事名	山城総合運動公園城陽線（城陽橋）橋りょう新設改良工事
工事概要	<p>鋼橋上部工（鋼5径間連続非合成箱桁） 1橋 [橋長：315.5m、幅員：6.5（7.5）m]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主桁製作工 L=315.5m ・主桁架設工 L=252.0m ・合成床版工 A=2,654㎡ ・橋梁用防護柵工 L=131.0m ・アスファルト舗装工 A=2,400㎡
入札参加資格及びその資格を設定した理由	<p>鋼橋架設工事であることから、R2格付の鋼構造物工事の資格有りを要件とし、さらに、鋼重906tの比較的大きい鋼連続非合成箱桁橋工事であることから、経審総合評定値、施工実績を要件とした。</p> <p>なお、本件は鋼橋上部工に係る専門工事であり、工事の特殊性、専門性から府内に施工できる企業が極めて少ない工事であるため、府外企業の入札参加を認めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鋼橋上部工事の経審総合評定値 単体の場合：1,250点以上 JVの場合：1,100点以上（代表者） 1,000点以上（構成員） ・施工実績 単体、JV代表者：平成17年度以降に完工した鋼連続箱桁上部工工事の元請 JV構成員：平成17年度以降に完工した鋼橋上部工架設工事の元請 <p>入札参加可能業者数 単体：20者、JV：29者（単体参加資格者含む）</p>
入札参加資格があると認められた業者数（申込業者数）	14者（14者）
入札参加資格がないと認められた業者数とその理由	該当なし
入札経過（電子入札）	<p>入札公告 令和2年7月13日 資料配付 令和2年7月13日～7月21日 申請受付 令和2年7月20日～7月21日 申請者数 14者 確認通知 令和2年7月28日 開札 令和2年8月12日 入札者数 14者 落札者 古河産機システムズ株式会社 落札金額 1,408,570,900円（税込） 予定価格 1,534,210,700円（税込） 低入札調査基準価格 1,408,570,900円（税込） 落札率 91.8%（予定価格事後公表） 特記事項 入札無効 3者（低入札調査基準価格未滿）</p>

工事概要説明資料

1 工事概要

- (1) 工事名 山城総合運動公園城陽線（城陽橋）橋りょう新設改良工事 他
- (2) 工事番号 山北31橋新第256号の1の4 他
- (3) 工事場所 城陽市富野地内
- (4) 工事概要 上部工1式（橋長：392mうち315.5m）
 幅員：6.5(7.5)m
- ・鋼5径間連続非合成箱桁 製作 315.5m
 - ・クレーンベント主桁架設 252.0m
- (P6-P7間の架設工事は、別途JR西日本に委託予定)
- (5) 工期 令和2年10月7日～令和5年9月30日

2 位置図、平面図、一般図、標準横断面図等



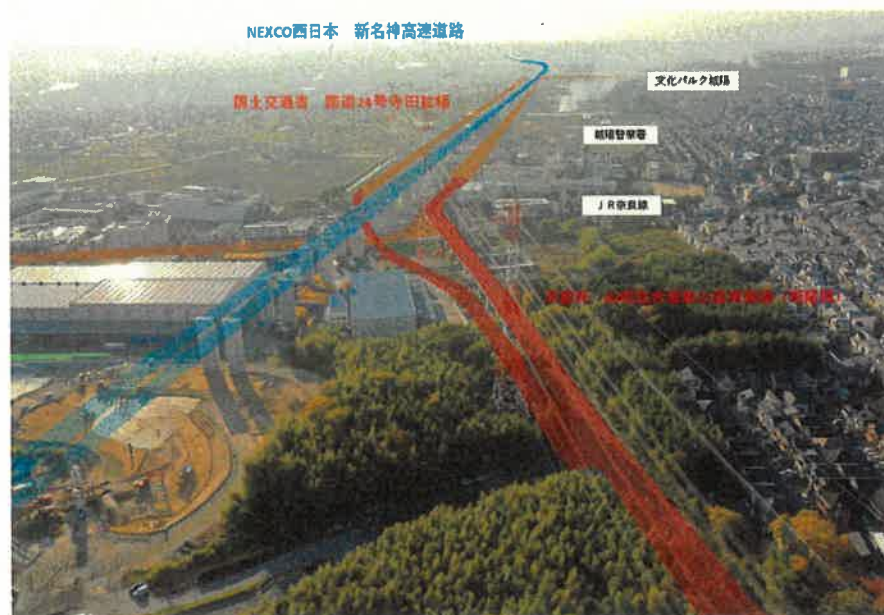
3 着工前、現況、完成後等の写真

【着工前】

(起点側より遠景)



【参考】計画概要重ね



一般競争入札の実施について

山城総合運動公園城陽線(城陽橋)橋りょう新設改良工事他の工事請負契約について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

この工事は、「予定価格の事後公表の試行に係る事務取扱要領」に基づく予定価格の事後公表の試行工事である。

なお、この工事は、契約対象工種の一部を概略発注工として集約し、「概略発注工を除く直接工事費」に対する率で1式計上することにより工事価格の算出を行うことで、当初契約時の入札手続きの簡素化を目指す「概略発注方式」の試行工事である。

なお、この工事は、「低入札価格調査制度」を適用するとともに、安全管理に係る追加資料により厳格な調査を実施する「安全対策厳格化」調査対象工事である。

また、この工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札対象案件である。

令和2年7月13日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 山城総合運動公園城陽線(城陽橋)橋りょう新設改良工事
山城総合運動公園城陽線(城陽橋)橋りょう新設改良工事
山城総合運動公園城陽線(城陽橋)橋りょう新設改良工事
山城総合運動公園城陽線(城陽橋)橋りょう新設改良工事
山城総合運動公園城陽線(城陽橋)橋りょう新設改良工事
- (2) 工事番号 山北31橋新第256号の1の4
山北2橋新第256号の1の1
山北2橋新第256の1号の1の2
山北2橋新第256の2号の1の1
山北2橋新第256の3号の1の1
- (3) 工事場所 城陽市富野 地内
- (4) 工事概要 城陽橋上部工 1橋(橋長:315.5m、幅員:6.5(7.5)m)
鋼5径間連続非合成箱桁 製作 315.5 m (906t)
クレーンベントによる主桁架設 252 m
- (5) 工事期間 契約日又は契約日の翌日から令和5年9月30日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒610-0331 京田辺市田辺明田1
山城北土木事務所総務契約課
電話番号 (0774) 62-0223
ファクシミリ番号 (0774) 62-1730

3 入札に参加する者に必要な資格

単体の建設業者(以下「単体業者」という。)あるいは特定建設工事共同企業体であって、次のいずれかの要件に該当するものであること。

(1) 単体業者の要件

許可の種類	鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可
認定業種	鋼構造物工事

認定等級	資格有り
総合点	—
営業所所在地	—
経営事項審査数値	経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査のうち、平成30年4月1日から令和元年10月31日までを審査基準日とし、令和元年10月31日までに通知されている最新のもの。ただし、令和2年2月の競争入札参加資格審査申請者で前述の期間に審査結果通知日がない場合には、当該審査結果通知日が令和2年1月31日までのもの（令和2年度京都府建設工事競争入札参加資格の審査対象となったもの。）。以下同じ。）における「鋼橋上部工事」の年平均完成工事高があり、総合評定値が1,250点以上の者であること。
施工実績	国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する法人（以下「国、地方公共団体等」という。）が発注する工事で、平成17年度以降に完工した鋼連続箱桁上部工工事の元請（元請とは、単体で受注したもの又は共同企業体受注したもので出資比率が1を出資者数で除した割合の60パーセント以上のものに限る。以下同じ。）としての実績を有する者であること。
配置予定技術者	<p>監理技術者又は主任技術者として、「鋼構造物工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を専任で配置できる者であること。なお、工場製作のみが稼働する期間内は専任を要しない。</p> <p>配置する技術者は、国、地方公共団体等が発注する工事で、平成17年度以降に完工した鋼橋上部工工事（工場製作及び現場施工）の元請の監理技術者又は主任技術者として従事した経験を有すること。</p> <p>なお、配置する技術者は、工場製作期間と現場施工期間で同一である必要はない。ただし、工場製作期間に配置する技術者は、工場製作期間に従事した経験を有していればよい。また、現場施工期間に配置する技術者は、現場施工期間に従事した経験を有していればよい。</p>
その他	鋼橋を製作する自社工場を所有していること。

(2) 特定建設工事共同企業体の要件

- ア 構成員の数は2社とし、その内訳は(3)の要件を満たす代表者、(4)の要件を満たすその他の構成員であること。
- イ 自主結成された特定建設工事共同企業体であること。
- ウ 構成員の出資比率は、すべての構成員が、30パーセント以上の出資比率であること。
- エ 経営事項審査における鋼橋上部工事の特定建設工事共同企業体結成に伴う総合評定値が1,250点以上の者であること。

(3) 特定建設工事共同企業体代表者の要件

許可の種類	鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可
認定業種	鋼構造物工事
認定等級	資格有り
総合点	—
営業所所在地	—
経営事項審査数値	経営事項審査における「鋼橋上部工事」の総合評定値が1,100点以上の者であること。
施工実績	国、地方公共団体等が発注する工事で、平成17年度以降に完工した鋼連続箱桁上部

工工事の元請としての実績を有する者であること。	
配置予定技術者	<p>監理技術者又は主任技術者として、「鋼構造物工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を専任で配置できる者であること。なお、工場製作のみが稼働する期間内は専任を要しない。</p> <p>配置する技術者は、国、地方公共団体等が発注する工事で、平成17年度以降に完工した鋼橋上部工工事（工場製作及び現場施工）の元請の監理技術者又は主任技術者として従事した経験を有すること。</p> <p>なお、配置する技術者は、工場製作期間と現場施工期間で同一である必要はない。ただし、工場製作期間に配置する技術者は、工場製作期間に従事した経験を有していればよい。また、現場施工期間に配置する技術者は、現場施工期間に従事した経験を有していればよい。</p>
その他	<p>鋼橋を製作する自社工場を所有していること。</p> <p>出資比率が、構成員中最大の者であること。</p>

(4) 特定建設工事共同企業体のその他の構成員の要件

許可の種類	鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可
認定業種	鋼構造物工事
認定等級	資格有り
総合点	—
営業所所在地	—
経営事項審査数値	<p>経営事項審査における「鋼橋上部工事」の総合評定値が1,000点以上の者であること。</p>
施工実績	<p>国、地方公共団体等が発注する工事で、平成17年度以降に完工した鋼橋上部工架設工事の元請としての実績を有する者であること。</p>
配置予定技術者	<p>主任技術者として、「鋼構造物工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を専任で配置できる者であること。なお、工場製作のみが稼働する期間内は専任を要しない。</p> <p>なお、配置する技術者は、工場製作期間と現場施工期間で同一である必要はない。</p>
その他	<p>鋼橋を製作する自社工場を所有していること。</p>

(5) 特定建設工事共同企業体の総合評定値の算定方法

特定建設工事共同企業体結成に伴う総合評定値の算定については、次の各項で定める客観数値によって行うものとする。

客観数値の審査は、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「国交省告示」という。）に準じて行うものとし、経営規模（年間平均完成工事高、自己資本額及び利益額）、経営状況に係る評点、技術力の審査及びその他の評価項目（社会性等）は、次のとおり取り扱うものとする。

ア 経営規模の審査は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び利益額のそれぞれの和とする。

イ 経営状況の評点は、各構成員について算定される経営状況の評点（国交省告示第一の二に掲げる項目について同告示付録第一に定める算式によって算出した点数に基づき、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年1月31日付け国総建第269号）の別紙「経営規模等評価の結果を評点で表す方法」（以下「通知の別紙」という。）5の算式によって算定した評点をいう。）の平均値とする。

ウ 技術力の審査は、許可を受けた建設業の種類ごとに算出した各構成員の技術職員

数値（国交省告示第一の三に掲げる技術職員について、同告示第二の三に定めるところにより算出した数値をいう。）及び年間平均元請完成工事高のそれぞれの和とする。

エ その他の審査項目（社会性等）の評点は、各構成員について算定されるその他の審査項目（社会性等）の評点（国交省告示第一の四に掲げる項目について、同告示第二の四及び通知の別紙4に定めるところにより算定した評点をいう。）の平均値とする。

(6) 特定建設工事共同企業体の協定方式

協定書は、平成17年6月1日付け京都府土木建築部長通知に基づく「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。

(7) その他

一般競争入札（議会案件・事後公表）公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）

(2) 一般競争入札参加資格確認資料

ア 同種工事の施工実績調書（別記様式2）

3に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件、別記様式2に記載すること。

イ 配置予定技術者調書（別記様式3）

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び工事の経験を別記様式3に記載すること。この場合において、配置予定技術者として、入札参加資格確認申請時に配置予定者が特定できない場合には、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、工事現場施工期間中、当該工事に専任できるものとする。

また、配置予定技術者に求める恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

ウ 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）の写し

エ 特定建設工事共同企業体委任状の写し

オ 経営事項審査結果通知書の写し

平成30年4月1日から令和元年10月31日までを審査基準日とし、令和元年10月31日までに通知されている最新のもの（ただし、令和2年2月の競争入札参加資格審査申請者で前述の期間に審査結果通知日がない場合には、当該審査結果通知日が令和2年1月31日までのもの）の写しを提出すること。

カ 鋼橋を製作する自社工場を所有していることがわかるパンフレット等

キ 確認資料

アの同種工事の施工実績及びイの配置予定技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写しを提出すること。

また、イについては、上記に加えて、配置予定技術者の資格要件を証明するものの写し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し及び配置予定技術者の経験として記載した工事に従事したことを判明する図書の写しを提出すること。

なお、(財)日本建設情報総合センターの運営する実績情報システム（CORINS）における「工事カルテ受領書」、「登録内容確認書」については、当該実績及び経験を証明する資料としては当面の間、取り扱わない。

(3) 業態調書（別記様式4）

単体の建設業者又は特定建設工事共同企業体の全ての構成員で次のアからオまでのいずれかに該当する者がある場合、その者を別記様式4に記載すること。なお、該当する者がいない場合、別記様式4の提出は不要とするが、該当する者がいない旨を記載して入札参加資格申請したもののみならず。

ア 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2の規定による親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（会社法第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある者

イ 親会社等を同じくする子会社等間士の関係にある者

ウ 一方の会社等の役員（個人事業主及び組合の役員を含む。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている者

エ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

オ その他アからエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

(4) 低入札価格調査における意向確認書（別記様式5）

5 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和2年7月13日(月)午前9時から 令和2年7月21日(火)午後4時まで	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和2年7月13日(月)午前9時から 令和2年8月4日(火)午後2時まで	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和2年7月20日(月) 午前9時から午後6時まで 令和2年7月21日(火) 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
質問の受付	申請書等に関する質問 ：令和2年7月20日(月)正午まで 設計図書等に関する質問 ：令和2年7月29日(水)正午まで	共通事項5-1のとおり
回答の閲覧	申請書等に関する回答：随時 設計図書等に関する回答 ：令和2年7月31日(金)	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和2年8月3日(月) 午前9時から午後6時まで 令和2年8月4日(火) 午前9時から午後2時まで	共通事項6のとおり
予定価格の通知・公表	入札者への通知：令和2年8月4日(火) 予定価格の公表：令和2年8月5日(水)	電子入札システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の通知をしたときから 令和2年8月6日(木)正午まで	共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和2年8月7日(金)まで	共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】
開札日時	令和2年8月7日(金) 午前9時	令和2年8月11日(火) 午前9時
再度入札を行う	令和2年8月11日(火)	令和2年8月12日(水)
		共通事項6のとおり

場合の入札期間	午前9時から午後2時まで	午前9時から午後2時まで	おり
再度入札の開札日時	令和2年8月11日(火) 午後2時15分	令和2年8月12日(水) 午後2時15分	電子入札システムによる

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。
 なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書等により、建設業者としての資格について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、落札決定後に行う。

7 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

ただし、本入札は低入札価格調査制度を適用するため、調査基準価格未満の入札がある場合は、調査の結果、以下の（1）及び（2）を満足する者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（1）入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格であること。

（2）契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められないこと。

なお、低入札調査に伴い開札後落札決定を保留する場合において、保留期間中に府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けた者の行った入札は無効とする。

8 支払条件

（1）前払金

各年度の支払限度額の4割以内の金額を前払いする。ただし、調査基準価格未満で契約する工事（以下「低入札工事」という。）においては、各年度の支払限度額の2割以内の金額を前払いする。

（2）中間前払金

「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に従い、各年度の支払限度額の2割以内の金額を中間前払金として支払う。

（3）部分払

各年度の支払限度額が100万円以上1,000万円未満の場合は1回、1,000万円以上3,000万円未満の場合は2回、3,000万円以上の場合は3回を限度として部分払いする。

（4）中間前金払と部分払の選択

「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に定めるところによる。

9 その他

（1）経常建設共同企業体及び事業協同組合は、本一般競争入札の特定建設工事共同企業体の構成員として入札参加資格確認申請をすることができないが、それぞれの構成員及び組合員については、単体の建設業者として要件を満たす場合には構成員として申請することができる。

（2）本工事の低入札価格調査は別紙「橋梁架設工事等における安全対策厳格化（低入札価格調査厳格化）の試行について」に記載された内容を実施する。

（3）落札者は、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
 また、技術者の配置については、京都府ホームページに掲載されている「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）に規定する、専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事の場合は、技術者を専任配置すること。

ただし、低入札工事においては、監理技術者又は主任技術者に加え、3の要件を満

足する技術者（以下「補助技術者」という。）を単体の業者の場合は1名、特定建設工事共同企業体の場合は各構成員から1名ずつ専任で配置すること。補助技術者は、配置予定技術者調書に記載されている技術者である必要はない。

なお、低入札工事において配置予定技術者は建設業法施行令第27条の第2項に該当する場合であっても他工事と兼任することはできず、補助技術者は現場代理人と兼任することはできない。

- (4) (2) への非協力（提出した資料が受理されなかった場合を含む。）及び(3)の遵守違反が確認された場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 特定建設工事共同企業体の名称は、「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とすること。
- (6) 落札者は、契約締結までに特定建設工事共同企業体委任状の正本を提出すること。
- (7) 資本関係・人的関係等のある会社等は、本入札に同時に参加することができない。
なお、詳細は京都府ホームページに掲載されている「資本関係、人的関係等のある会社の同一入札への参加制限について」のとおりとする。
- (8) 本入札において、(7)に該当する本入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とする。ただし、そのうちの一者が入札をするまでにその者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。
- (9) 「概略発注方式」の詳細については、特記仕様書、数量総括表及び積算参考資料を参照することとする。
また、概略発注工対象工種の数量及び内容変更の有無にかかわらず、積上げ積算により変更契約を行うものとする。
なお、当初入札時において、概略発注工の率の算出、内容及び金額に関する質問は受け付けない。
- (10) その他については、共通事項のとおりとする。

本工事の入札に参加される皆様へ

平成28年11月

京都府建設交通部

橋梁架設工事等における安全対策厳格化（低入札価格調査厳格化）の試行 について

京都府では、予定価格1億円以上の建設工事の一般競争入札に低入札価格調査制度を導入し、低入札があった場合は、契約に適合した履行がなされるかどうかについて調査を実施した上で、契約の可否を判断しています。しかし、昨今の低入札で契約した橋梁架設工事における相次ぐ事故の発生を受け、橋梁架設工事等、事故の発生が社会的に大きな影響を及ぼす工事の安全管理体制の強化を図る観点から、本入札の低入札価格調査は下記の取扱いとしますのでご注意ください。

記

1. 安全管理体制に係る調査の厳格化

低入札調査基準価格未満で入札し、特別重点調査に該当しない場合、通常の低入札価格調査資料（様式-1～14）に加えて、安全管理に係る資料の追加提出を求めます。（追加提出を求める資料は落札決定が保留された後、FAXで指示します。）

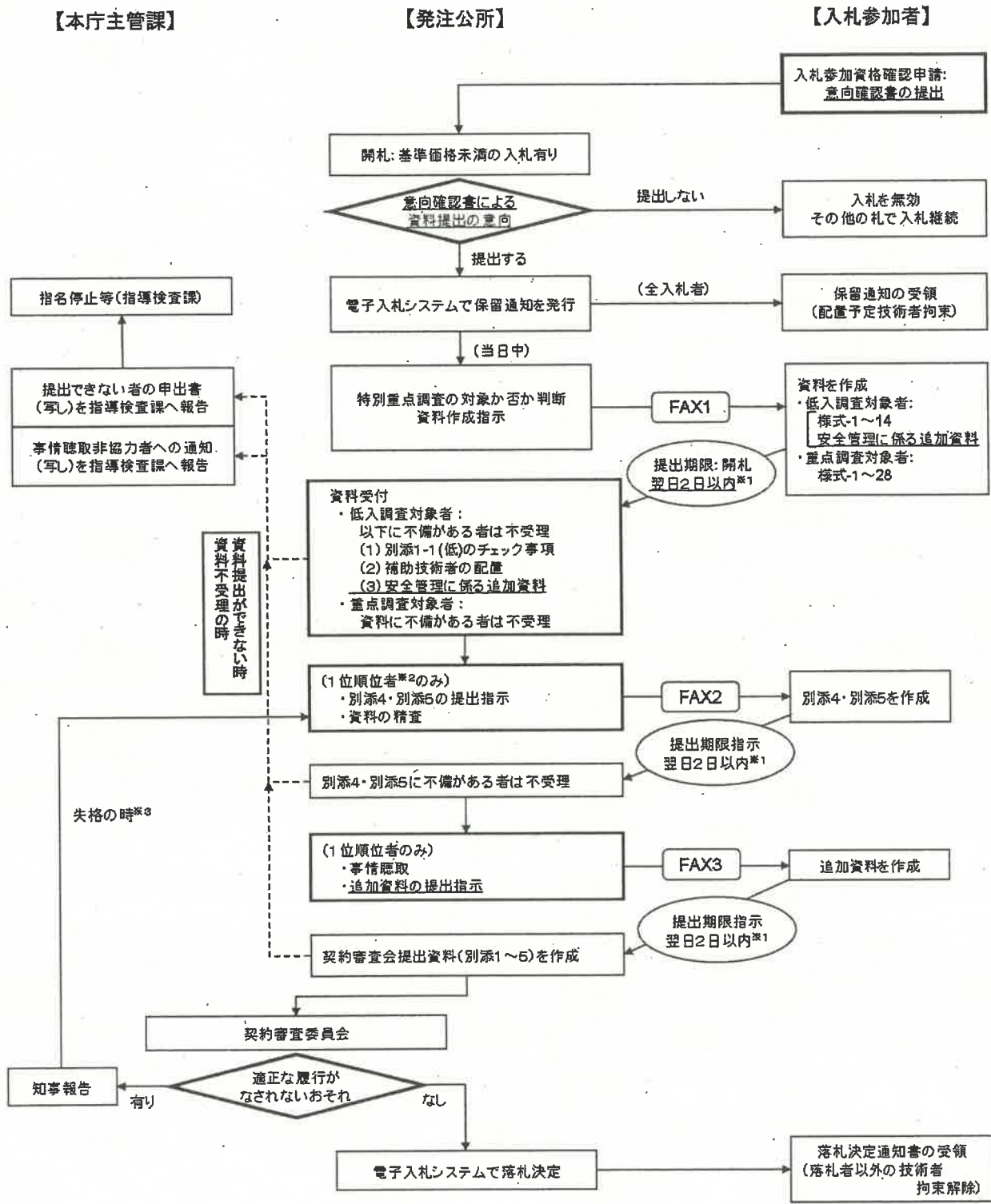
- ・ 様式-3 施工体制台帳、様式-4 施工体系図、様式-11 労務者の確保計画及び追加提出を求める資料に記載する下請負人は、調査資料の提出時点で確定するものとし、変更及び追加は原則認めません。（下請負人に係る資料は、平成22年1月27日改正「建設交通部低入札価格調査を経て契約した工事における契約後の取扱いの運用について」1（2）及び（3）は原則適用しない。）
- ・ 資料の提出期限は、低入札価格調査及び特別重点調査のいずれの場合も、開札日の翌日から起算して2日後（閉庁日を除く）の午後5時までとします。

2. 意向確認書の提出

速やかに落札決定を行うため、入札参加資格確認申請時に別記様式「低入札価格調査における意向確認書」を提出していただきます。

- ・ 「低入札価格調査における意向確認書」は入札額が低入札調査基準価格未満となった場合に、調査資料を提出するか否かの意向を入札書提出前に確認するものです。
- ・ 調査資料を提出しない意向を示した者の入札額が低入札調査基準価格未満となった場合、入札は無効とし、調査非協力者に課す指名停止等の措置の対象となりません。この場合、通常の制度で調査資料が提出できない場合に提出を求めている「調査資料の提出ができない旨の申出書」は提出不要です。
- ・ 調査資料を提出する意向を示した者の入札額が低入札調査基準価格未満となった場合、提出期限までに調査資料の提出を求めますが、資料の不足等により提出した調査資料が受理されない場合等は、「調査資料の提出ができない旨の申出書」を提出の上、入札は無効とし、調査非協力者に課す指名停止等の措置の対象となります。

本工事の低入札価格調査フロー



※1 資料提出することができない者は入札を無効とする。(できない旨の書面提出を求める。調査非協力者とみなし、指名停止等の措置対象とする。)
 ※2 一位順位者が複数の場合は、京都府電子入札システムにおける電子くじを実施し、事情聴取する者を決定する。
 ※3 適正な履行がなされないおそれがある者を失格として、その者を除く有効な入札を行った者の内、一位順位者の書面調査及び事情聴取を行う。

工事入札結果詳細情報

中止もしくは取止めの場合、「落札業者名」「落札金額」の項目はハイフン(-)で表示しています。
開札を執行していない場合、「開札執行日時」には開札予定日を表示していません。

案件情報	
案件番号	0754202053009301
調達機関(部局・事務所)	建設交通部 京都府山城北土木事務所
案件名称	山城総合運動公園城陽線(城陽橋)橋りょう新設改良工事(山北31橋新第256号の1の4)他
工事場所	城陽市富野地内
入札方式	一般競争入札
種別	鋼構造物工事
工期	令和5年9月30日
予定価格(税込)	1,534,210,700 円 (入札書比較価格: 1,394,737,000 円)
調査基準価格(税込)	1,408,570,900 円 (入札書比較価格: 1,280,519,000 円)
紙・電子区分	電子入札
開札執行日時	令和2年08月12日 午前09時08分
落札業者名	古河産機システムズ(株)
落札金額(税込)	1,408,570,900 円 (入札書記載金額: 1,280,519,000 円)
入札執行回数	1回
低入札価格調査について	
備考	

※入札の経過情報です。

経過情報				
No.	業者名称	入札金額1回目	摘要	(税込額)
1	古河産機システムズ(株)	1,280,519,000円	落札	1,408,570,900 円
2	高田機工(株)	1,280,525,000円		1,408,577,500 円
3	佐藤・名村特定建設工事共同企業体	1,280,528,000円		1,408,580,800 円
4	(株)三井E&S鉄構エンジニアリング	1,280,528,000円		1,408,580,800 円
5	JFEエンジニアリング(株)	1,280,529,000円		1,408,581,900 円
6	宮地エンジニアリング(株)	1,280,655,000円		1,408,720,500 円
7	日立造船(株)	1,280,680,000円		1,408,748,000 円
8	(株)IHIインフラシステム	1,280,994,000円		1,409,093,400 円
9	日本橋梁・日本鉄塔工業特定建設工事共同企業体	1,281,197,000円		1,409,316,700 円
10	(株)横河ブリッジ	1,298,655,000円		1,428,520,500 円
11	日本車輛製造(株)	1,305,309,000円		1,435,839,900 円
12	(株)駒井ハルテック	-	無効	
13	矢田工業(株)	-	無効	
14	川田工業(株)	-	無効	

- | | | |
|--------|--------------------|-----------|
| No. 1 | 古河産機システムズ(株) | : 東京都千代田区 |
| No. 2 | 高田機工(株) | : 大阪市浪速区 |
| No. 3 | 佐藤鉄工(株) | : 富山県立山町 |
| | (株)名村造船所 | : 大阪市西区 |
| No. 4 | (株)三井E&S鉄構エンジニアリング | : 千葉市美浜区 |
| No. 5 | JFEエンジニアリング(株) | : 東京都千代田区 |
| No. 6 | 宮地エンジニアリング(株) | : 東京都中央区 |
| No. 7 | 日立造船(株) | : 大阪市住之江区 |
| No. 8 | (株)IHIインフラシステム | : 大阪府堺市 |
| No. 9 | 日本橋梁(株) | : 大阪市西区 |
| | 日本鉄塔工業(株) | : 東京都江東区 |
| No. 10 | (株)横河ブリッジ | : 千葉県船橋市 |
| No. 11 | 日本車輛製造(株) | : 名古屋市熱田区 |
| No. 12 | (株)駒井ハルテック | : 大阪市西区 |
| No. 13 | 矢田工業(株) | : 福島県郡山市 |
| No. 14 | 川田工業(株) | : 東京都北区 |

